

年末年始及び春節における動植物検疫の徹底について

令和7年12月17日

植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限しています。

持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類等の持込には、植物検疫証明書が必要です。

肉・肉製品の持込は禁止されております。

これらは、機内食やお土産、また、少量であっても例外はありません。

違法な持込には、罰則（最大3年の拘禁刑又は最大300万円（法人は最大5,000万円）の罰金）が課される場合がありますのでご注意ください。

詳しくは、以下の農林水産省（植物検疫所・動物検疫所）のウェブサイトをご確認ください。

【植物検疫所】

「来日するあなたへのお願い」

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

「どうぶつとしょくぶつのけんえきのおしらせ」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>

「よくある質問（海外からの持込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

【動物検疫所】

「海外からの家畜伝染病を防げ！（動画）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html

「輸入動物検疫に係るよくあるお問合せ（FAQ）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html